

# 小樽市立銭函中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したもの、暴力行為に及ぶもの、不登校へと発展するものなど、多様で複雑化しており一人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっている。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し組織的に取り組むことが必要となっている。

生徒が安心・安全で、意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるもの」という認識に立ち、いじめ防止といじめの早期発見・早期対応を図るため「小樽市立銭函中学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。

令和5年度についても引き続き、国の「いじめ防止等のための基本方針」（平成29年3月）、及び道の基本方針（平成30年2月）、小樽市いじめ防止基本方針（平成31年4月改定）に鑑み、1いじめの正確な認知に向けて、全教職員がもう一度いじめの正確な認知において共通認識を図ること、2重大事態の発生報告など法等に基づく措置を徹底すること、3児童生徒や保護者への周知について、いじめ防止基本方針の趣旨や内容などを周知することを重点に取り組んでいく。

## 2 いじめとは

### (1) 定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍している学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの理解については、①いじめを受けた生徒がいじめの事実を拒否することもあり得ることから、周辺等の状況も踏まえ、客観的に判断、対応する。②本人が気づいていない中で誹謗中傷等が行われ、本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も同様に対応する。③善意に基づく行為によって意図せずいじめにつながる場合や、被害、加害の関係が短期間で入れ替わる事実などを踏まえて対応する。④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を調査するなど、いじめに該当するか否かを判断する。⑤生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特に配慮が必要な生徒について、日常的に、該当生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### (2) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめの防止等について

#### (1) いじめの防止に向けた日常的な取組

- ・日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は迅速に教職員間で情報を共有する。「けんか」や「ふざけ合い」のような事例、特に配慮を要する生徒についても適切に対応する。
- ・生徒理解に努め、不適切な認識や言動、差別的な態度等がないように細心の注意を払い、生徒との信頼関係を築く。
- ・日常の学習やその他の活動において生徒のよさや可能性を認め、自己有用感や自己肯定感を高める。
- ・教育活動全体を通して思いやりの心を育む教育や人権教育を行うとともに、生徒会等においていじめ防止運動を行うなど、生徒が自主的に活動を進めることができるよう指導する。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応、及び再発防止に向けた取組

- ・定期的にアンケート調査を行い、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。
- ・教育相談により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、生徒が安心して相談できる信頼関係を構築する。
- ・いじめにかかる情報を得た場合は教職員が抱え込まず、いじめ防止対策委員会（生活指導委員会）により正確に情報を収集し、方針を決定するなど組織的に対応する。
- ・いじめを受けた生徒、いじめを通報した生徒の安全を第一に対応し、いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対してはいじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう指導し、再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、不安や悩みを抱える生徒への解消に向けたケアを行う。
- ・いじめの解消の判断基準に基づき、該当生徒の観察および相談に努める。

#### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・学校だよりや学級だより等を活用し「おたるスマート7」の周知を行い、携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用やフィルタリングの設定などについて啓発する。
- ・各教科や特別活動等において携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し情報モラル教室を開催する。
- ・定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。  
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断される場合は、直ちに警察への通報や関係機関への相談など、適切に援助を求める。

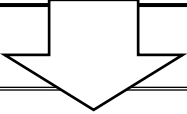
#### (4) 豊かな人間関係を築く教育の取組

- ・学校に安心して通い、学習や生活を行う場とするために、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業作りや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営める環境作りを進める。
- ・保護者、地域住民と協力し、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、連携した取り組みを行う。
- ・各教科、道徳を通じて、または「小樽いじめ防止サミット」など、生徒同士がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるような意見を交流する場を設定する。

### 4 いじめ防止等の対策のための組織、対応の流れ

いじめ防止対策委員会を設置し、組織的な対応を図る。委員会の構成は、教頭、各学年生活指導担当者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。

いじめの認知  
(担任・養護教諭・保護者など)



校長・教頭  
担任・生徒指導担当

いじめ対策委員会

全職員による対応

**【連絡】**  
教育委員会指導グループ〈校長〉  
スクールカウンセラー  
教育支援センター  
子育て支援課

**【連絡】**  
関係保護者  
PTAとの協力

校長・教頭	学級担任・養護教諭	生活指導担当・養護教諭
① 関係機関との連携 〈校長〉 ・児童民生委員 ・カウンセラー ・子育て支援課 ・児童相談所 ・教育支援センター ②報道機関への対応 ③保護者への対応(家庭訪問含む) ④再発防止対策を指示	①生徒への対応(家庭訪問等) ②生徒の心のケア ③保護者との連携 ④安全教育の充実(いじめの要因の排除) ⑤道徳の時間の活用 ⑥全職員による日常観察・情報共有	①校内支援体制の確立 ②情報の共有化と指導と対策の協議(継続) ・生徒の心情に寄り添う ・あきらめない  ・見捨てない ・根気強く ③再発防止策の立案



校長・教頭	生活指導担当	学級担任	養護教諭	副担任	事務職員
①いじめ防止対策委員会の招集指示 ②保護者への対応 ③関係機関との連携	①いじめ防止対策委員会の招集と運営 ②支援体制づくり	①いじめの状況の把握 ②情報の収集(いじめの要因・背景の究明) ③いじめ対策委員会への報告 ④家庭との連携(家庭訪問等) ⑤学級指導 ⑥管理職への報告(時系列)	①情報の収集 ②生徒の心のケア(被害生徒・加害生徒)	①指導補助体制	①情報の収集(いじめの要因の究明)